

住居表示の届出、申請について

一関市 市民環境部 市民課

1 住居表示制度について

従来、住所の表示は、建物が建っている土地の地番をそのまま用いていましたが、土地の地番は、土地の売買等によって分筆・合筆が繰り返されると、枝番号・欠番号・飛び番号が多くなってしまい、住所がわかりにくくなってしまいます。

このため、土地の地番とは別に、建物に対し一定の規則にしたがって番号を付け、これを住所として用いる「住居表示制度」が全国的に実施されることになりました。

一関市では、「住居表示に関する法律」及び「住居表示に関する条例」に基づき、下記のとおり住居表示区域を定め、住居表示を実施しています。

【一関市の住居表示区域】

一関地区	旭町、磐井町、大手町、桜木町、城内、田村町、高崎町、地主町 千代田町、八幡町、宮坂町、大町、上大槻街、台町
山目地区	青葉一丁目、青葉二丁目、五代町、幸町、末広一丁目、末広二丁目、 竹山町、中央町一丁目、中央町二丁目、銅谷町、宮下町、宮前町
中里地区	新町、山目町一丁目、山目町二丁目、山目町三丁目、蘭梅町、町浦、 東五代、上坊、上日照、石畑
真滝地区	南町

※区域内の住所の表示は、住民基本台帳、郵便物の宛先、各種登記等、全て住居表示による符号番号を用います。

2 住居表示区域内の住所の表示

一関市 △△町 ○○番 □□号 (町名) (街区符号) (住居番号)
5階建以上の共同住宅等には、枝番号をつける場合があります。 一関市 △△町 ○○番 □□-☆☆☆号 ○×マンション (部屋番号等) (建物名は「方書」として表示)

※住居表示区域外では、住所の表示は、土地の地番をそのまま使用します。

⇒一関市 △△町 ○○番地□□
(建物の所在地番)

3 住居表示の届出等が必要となる場合と方法について

住居表示区域内で建物の新築、改築等を行った場合、住居番号を設定するため届出等が必要となります。

裏面に続きます⇒

⇒ 続き

届出等が必要となる場合とその時期	提出する書類	添付書類
建物を新築した →工事が概ね80%以上できたとき	建物その他の工作物 新築届	○案内図 ○建物配置図 ○建物1階平面図 ○建築確認申請書または確認済証の写し ※5階建て以上の集合住宅等の場合は ○各階平面図 ○各階の部屋番号がわかる資料 も添付願います
増改築等で建物の出入口(玄関) の位置が変わった →新しい出入口からの通行が可能 になったとき	住居番号(付定・変 更・廃止)申請書	○案内図 ○建物配置図 ○建物1階平面図
建物を取り壊した →取り壊しが終了したとき	住居番号(付定・変 更・廃止)申請書	○建物を取り壊したことがわかる資料

4 届出者(申請者)

当該建物の関係者(所有者・管理者・不動産業者・建築業者など)です。

5 届出等から住所が確定するまで

届出等の受付後、書類審査と現地確認を行い、概ね1週間で「住所付定通知書」と「住居番号表示板」を交付いたします。

6 お問い合わせ先

一関市役所 市民課 登録係(市役所⑤番窓口)
〒021-8501 一関市竹山町7番2号
TEL:0191-21-2111 内線 8317